

第4回今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会(平成19年12月25日)

フランスにおける両立支援制度について

日本大学法学部教授 神尾真知子

フランスの両立支援の特色

【総論】

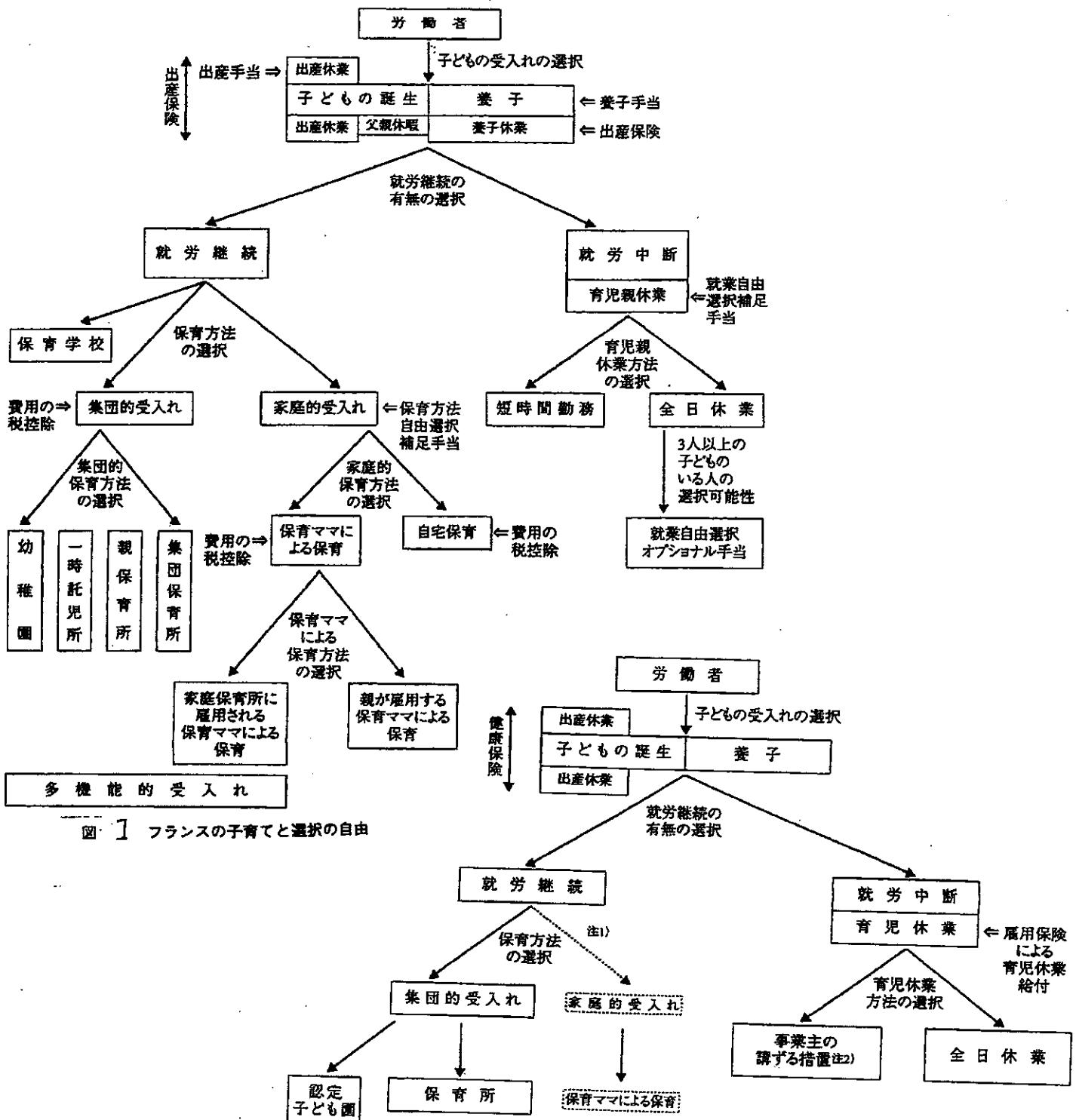
- 1、家族政策の中で行われている。家族政策は、選択の自由を保障し、多様な制度を設けている。
- 2、国家政策の規範は、「働く女性」である。
- 3、したがって、家族政策において、働く女性が子どもを持つことに障害となることを徹底的に取り除く政策が行われている。
- 4、女性が働き続ける方向での政策が取られている。
- 5、家族政策に関する政策策定と実行のスピードが速い。毎年開催する家族会議を利用して、ニーズを吸い上げている。
- 6、職業生活と家庭生活の両立の問題は、家族政策の側面がこれまで強かったが、2000年のEUの雇用社会問題相理事会の「女性と男性の家庭生活と職業生活への均衡の取れた参加に関する決議」を受けて、男女職業平等政策の中に、位置づけられるようになった。2001年に父親休暇が制定されたことは、フランスでは画期的とされている。
- 7、2006年3月23日の女性と男性間の賃金平等法は、男女間の賃金格差是正と共に、職業生活と家庭生活の両立も、義務的団交事項とした。このように、フランスでは、法政策を、現実の職場に根付かせる手法として、労使間の「社会的対話」を重視し、団体交渉によっている。

【各論】

- 1、出産休業が長く、女性の状況に合わせて、選択できるようになっており、柔軟である。
- 2、育児親休業は、パート就労型が法定されている。  
父母同時に取得することが可能である。  
職業教育の保障がなされている。  
違反に対して罰則がある。  
育児親休業と所得保障とは、制度的に切り離されている。
- 3、様々な家族関連休暇が、法定されている。
- 4、介護というくくりではないが、それに相当する休業がある。

以上

## 資料 2-1 子育て支援の日仏比較



注：1) 日本では「保育ママによる保育」という選択は、絶対的数が少ないので点線で示した。選択可能性がほとんどないといってよいだろう。

2) 事業主の講ずる措置は、以下のうち1つが義務づけられている（育児・介護休業法23条）

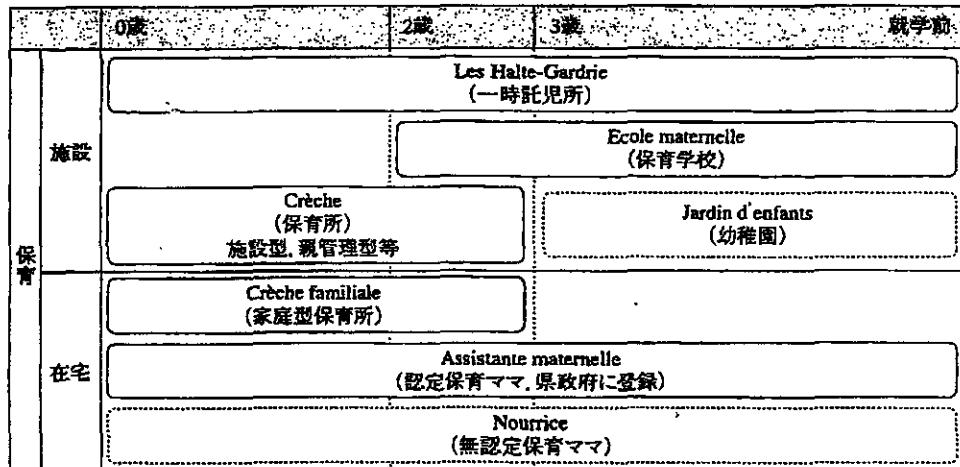
- ①短時間勤務の制度
- ②フレックスタイム制
- ③始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④所定外労働をさせない制度
- ⑤託児所施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

1歳（場合によっては1歳6ヶ月）から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、上記措置の代わりに育児休業の制度に準じる措置でも可。

3) 幼稚園は開園時間が短いので、就労継続の方法としては掲載しなかった。幼稚園に預り保育がついている場合は、可能である。

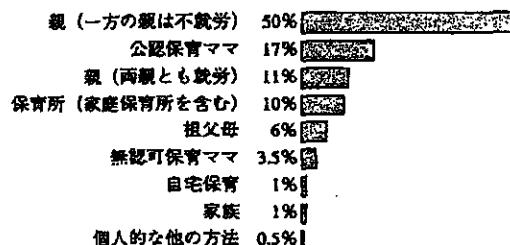
作成：神尾真知子

## 資料 2-2 フランスの子育ての現状



出所：フランス家族省，在米フランス大使館資料、藤井良治・塩野谷祐一編「先進国の社会保険 フランス」等より内閣府少子化対策推進室で作成（「平成17年度版少子化社会白書」内閣府、2005年、83頁）

図3 主な保育サービス体系（年齢別）



出所：Dress, enquête Mode d'accueil et de garde des jeunes enfants, juin 2002, in N. Blanpain, Accueil des jeunes enfants et coûts des modes de garde en 2002, Études et résultats, n°422, août, Drees.

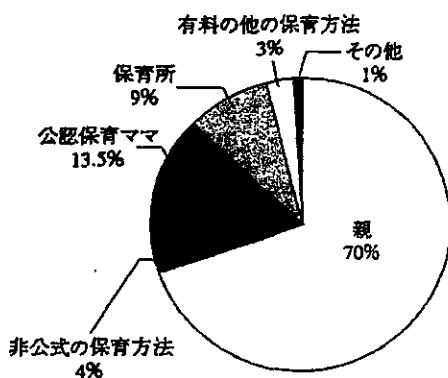
図4 4ヶ月から2歳半までの子どもの主たる養育方法（2002年）



注：月曜日から金曜日（水曜日を除く）の8時から18時の養育方法である。

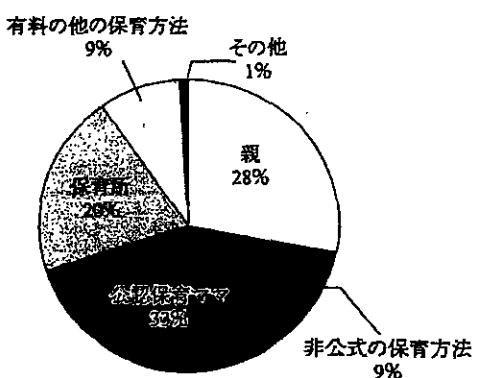
出所：Dress, enquête Mode d'accueil et de garde des jeunes enfants, 2002, in M. Ruault et A. Daniel, Les modes d'accueil des enfants de moins de 6ans, Études et Résultats, n°235, avril 2003, Drees.

図5 3歳から6歳の子どもの主たる養育方法（2002年）



出所：Dress, Enquête de garde d'accueil et des jeunes enfants, 2002.

図6 3歳未満の子どもの平日  
8時から19時の主たる保育方法



出所：Dress, Enquête de garde d'accueil et des jeunes enfants, 2002.

図7 両親とも働いている3歳未満の子どもの平日  
8時から19時の主たる保育方法

資料 2-3 フランスの出産・養子休業制度と現状

資料 2-3-1 出産休業制度

家族の状況	産前休業	産後休業	総計
普通出産の場合			
1人目・2人目の出産	6週間（3週間）*	10週間（13週）*	16週間
3人目の出産	8週間（5週）*	18週間（21週）*	26週間
多胎出産の場合			
双子の出産	12週間（16週）	22週間（18週）	34週間
3つ子以上の出産	24週間	22週間	46週間
母親が妊娠・出産に伴う病気である場合	+2週間	+4週間	

出所：Social 2006, EDITIONS FRANCIS LEFEBVRE, 2006, 738 頁の図を基にした。

\*本人の請求及び妊娠に関わる医療関係者の同意が条件となる。

資料 2-3-2 養子休業

引き取りのために海外又は海外県に行く場合	6週間（無給）
1人の養子の引き取り	10週間
2人以上の養子の引き取り	22週間
養子によって子どもが3人以上になる場合	18週間

資料 2-3-3 出産時に女性労働者が取得した休業のタイプと期間（2004年）

子どもの数	休業・休暇のタイプ	割合 (%)	平均期間 (日)
1人又は2人	出産休業のみ	12	107
	出産休業と病気休業のみ	32	139
	出産休業・病気休業・年次有給休暇	21	163
	出産休業・病気休業・特別休暇	19	174
	出産休業と年次有給休暇のみ	4	130
	その他	12	185
	総計	100	
3人以上	出産休業のみ	16	163
	出産休業と病気休業のみ	31	189
	出産休業・病気休業・年次有給休暇	24	218
	出産休業・病気休業・特別休暇	12	204
	出産休業と年次有給休暇のみ	7	208
	その他	9	244
	総計	100	

出所：Dress, enquête « Congé autour de la naissance », 2004

## 資料 2-4 フランスの育児親休業制度と現状

### 資料 2-4-1 育児親休業制度

#### 1. 労働法典における育児親休業及び家族連休暇の位置づけ

第 I 卷 労働に関する協定

第 II 部 労働契約

第 III 章 労働契約に固有の規制

**第 V 節 母性保護と子どもの養育 L.122-25～L.122-32**

出産休業、養子休業、父親休暇、育児親休業、病児看護休暇、親つきそい休暇

第 III 章 女性と男性間の職業平等

第 II 卷 労働規制

第 II 部 休憩及び休暇

第 V 章 無給の休暇

**第 VI 節 家族連帯休暇（看取り休暇） L.225-15～L.225-19**

**第 VII 節 家族援助休暇 L.225-20～L.225-27**

**第 VI 章 家族の出来事休暇 L.226-1**

**第 VII 章 時間貯蓄勘定 L.227-1**

#### 2. 対象労働者

子どもの誕生又は養子の引き取りの時に、1年以上の勤続年数を有する労働者で、実親又は養親。男性労働者又は女性労働者。父母同時取得が可能。

#### 3. 育児親休業の申出

労働者は、使用者に、受取証つき書留郵便又は本人受取配達証明郵便で、育児親休業の開始日及び期間を通知しなければならない。

出産休業又は養子休業に続く時は、出産休業又は養子休業終了の1ヶ月前までに、他の場合は、開始日2ヶ月前までに通知しなければならない。

育児親休業は、企業規模にかかわりなく、労働者の権利であり、使用者は拒否できない。

#### 4. 育児親休業のタイプ

- ①全日休業型（労働契約が停止する）
- ②パート就労型（週16時間を下回ることなく労働時間を短縮する）

#### 5. 育児親休業期間

最長子どもの3歳の誕生日で終了する。

3歳未満の養子の場合は、子どもを家庭に引き取ってから3年間で終了する。

3歳以上16歳未満の養子の場合は、子どもを家庭に引き取ってから1年を超えることはできない。

重大な疾病・事故・障害の子どもの場合、開始日がいつであれ、上記制限の後1年間さらに遅く終了できる。

最初は、最長1年間取得でき、2回更新することができる。更新を希望する労働者は、最初に定めた期間の1ヶ月前までに、書留郵便で使用者に通知しなければならない。

その際に、全日休業型からパート就労型へ、あるいはパート就労型から全日休業型への変更を通知することができる。ただし、パート就労期間中又は上記期間の延長の際に、使用者の合意がなければ、又は労働協約・協定が明確にそのことを規定していなければ、労働者は、最初に選択した労働時間を変更することはできない。

## 6. 育児親休業中の職業教育・職業活動

育児親休業中、労働者は職業教育を受けることができる。この場合、有給ではないが、労災や職業病については保護を受けられる。

育児親休業中は、保育ママの職業活動のみが許される。

## 7. 子どもの死亡又は世帯の所得の重大な減少の場合

上記の場合は、以下のことができる。

①全日休業型の場合は、最初に定められた労働契約によって定められた期間を上限に、原職に復帰するか、又はパート就労を行う権利を有する。

②パート就労型の場合は、原職に復帰する権利を有し、使用者の合意があれば時間を変更できる。

本条の規定を享受しようとする日より少なくとも1ヶ月前までに受取証つき書留郵便で使用者に申し出なければならない。

## 8. 育児親休業の終了と職業教育

労働者は、原職又は少なくとも同等の賃金を伴った同種の仕事に復帰する。

育児親休業の終了時に就労を再開した労働者は、職業的オリエンテーションのために使用者と面接する権利がある。

育児親休業終了後就労を再開した労働者は、特に技術又は労働の手順の変化があった場合は、職業教育活動の権利を有する。

## 9. 育児親休業期間と勤続年数

育児親休業期間の半分は、勤続年数に関連する特典において計算に入れられる。育児親休業を取得した労働者は、育児親休業前に得ていた全ての特典の享受を維持する。

## 10. 育児親休業と所得保障

無給。労働者は、時間貯蓄勘定の権利を利用することができる。

受給要件に該当すれば、就業自由選択補足手当を受給できる。

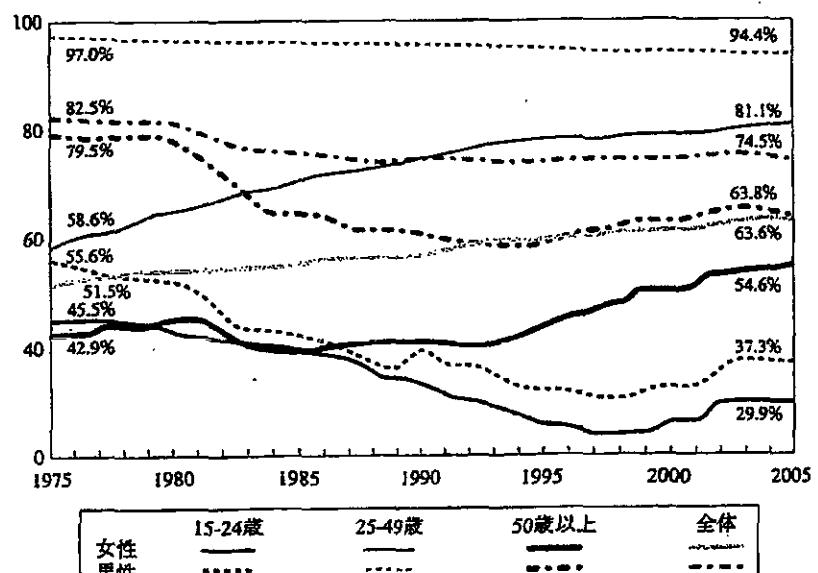
2006年7月1日以降、3人以上の子どもがいる親が、1年間の全日休業型の育児親休業

を取得する場合、50%割増の就業自由選択補足手当を受給できる。

## 11. 育児親休業と社会保障

育児親休業中は、疾病・出産保険の現物給付の権利がある。

育児親休業終了後、就労再開から12ヶ月間は育児親休業前の疾病・出産保険の現物給付及び現金給付の権利がある。



### 育児親休暇またはパートタイム労働通知状の例

Nom, prénom du salarié,  
adresse

Monsieur le Directeur  
des Etablissements...  
adresse

Monsieur le Directeur,

A l'occasion de la naissance (ou de l'adoption) de mon enfant, je vous demande de suspendre mon contrat de travail (ou réduire ma durée hebdomadaire de travail) à partir de... (date), pour une durée de... mois, conformément à l'article L.122-28-1 du Code du travail relative au congé parental d'éducation ou au travail à temps partiel des parents d'un jeune enfant.

Veuillez agréer, Monsieur le Directeur, l'expression de mes sentiments distingués.

Signature

注：2002年までは毎年3月の労働力率である。ただし1990年および1999年1月の調査は除く。2003年からは毎年の平均的労働力率である（シリーズの変更）。

出所：Insee, enquêtes sur l'emploi, in mise à jour 2006 de Regards sur la parité.

図-8 年齢区分ごとの男女の労働力率の推移（15歳から64歳）

部（課）長殿

わが子の誕生（養子縁組）に当たって、幼児の両親の育児親休暇またはパートタイム労働に関する労働法典L.122条の28の1にしたがって、○月○日より、○か月間、私の労働契約を停止する（労働時間を縮減する）ことを、お願いいたします。

敬具

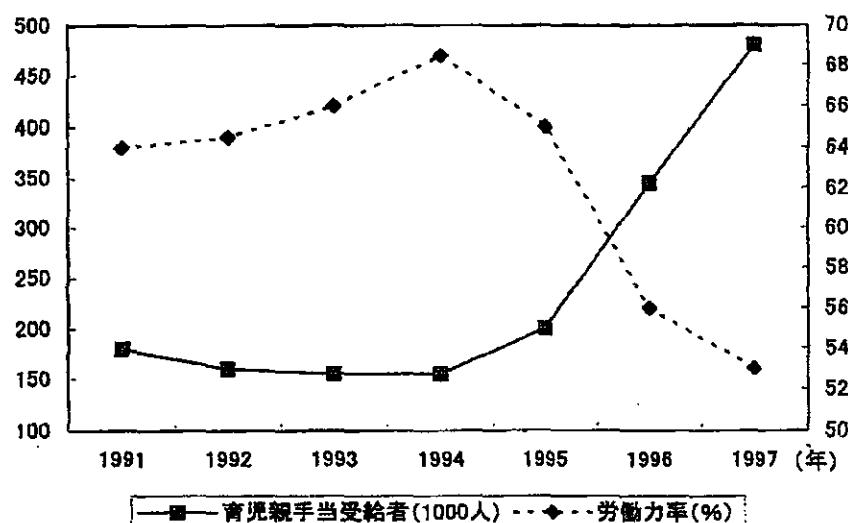
出典：C. Ahumada, infra., p.10.

石井保雄「フランスの育児休業制度」

（婦人社会協会『諸外国における育児休業制度』、1999年所収）

資料2-4-2フランスの育児親休業の現状

図9 育児親手当受給者数と労働力率の推移\*



資料出所:CNAFの育児親手当受給者調査とINSEEの労働力率調査  
注: \* 3歳未満の子どもが2人いる母親の労働力率

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
育児親手当受給者	180	160	155	155	200	345	480
労働力率(%)	64	64.5	66	68.5	65	56	53

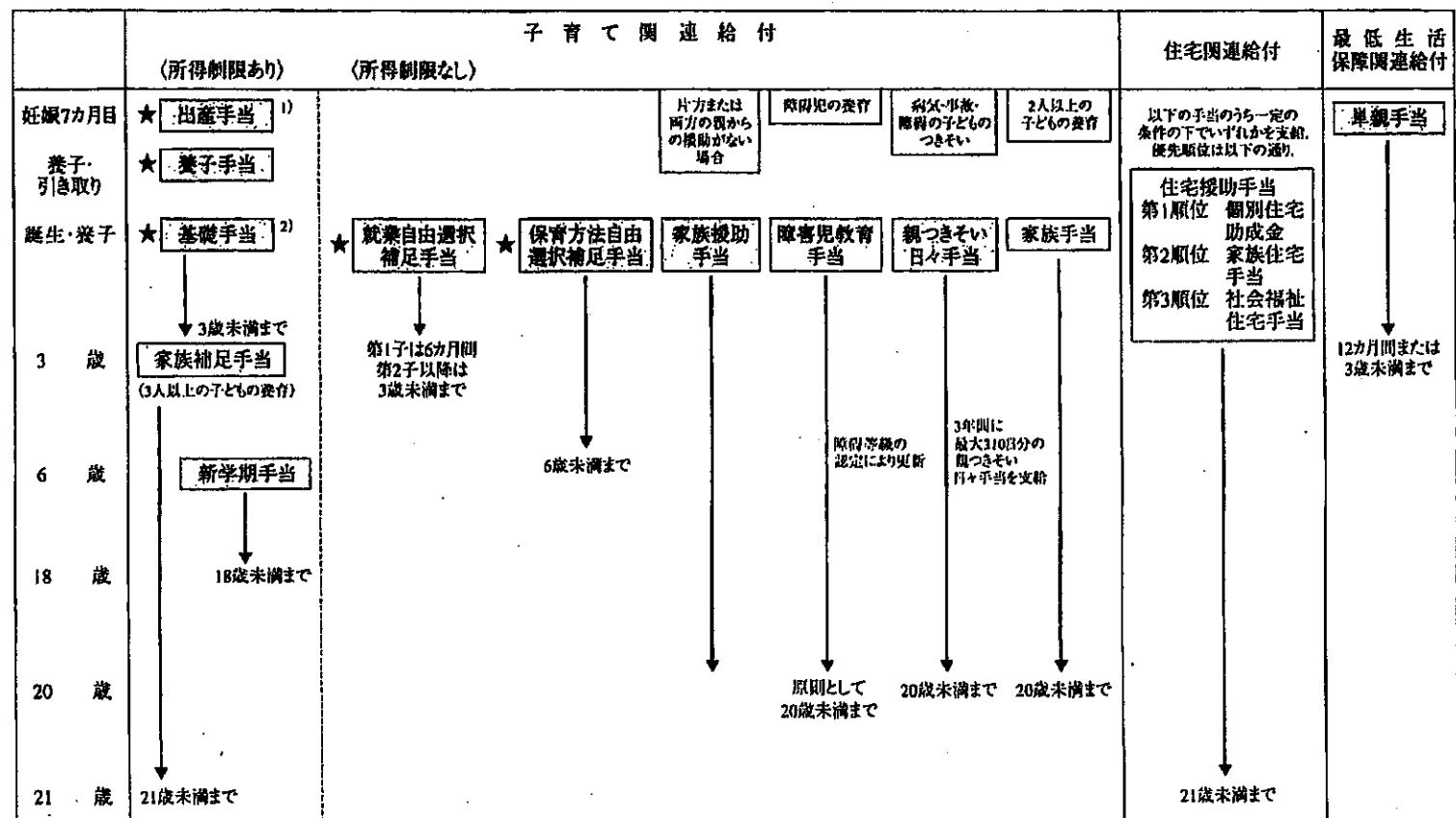
表1 3歳未満の子どもの受け入れ方法(2002年12月31日現在)

子どもの受け入れ方法	対象子どもの数	割合
育児親手当を受給して家庭で養育*	61万9000人	27%
育児親手当を受給しないで家庭で養育*	50万5000人	22%
公認保育ママ雇用家族援助手当を受給して養育	46万7000人	20%
保育所で養育	24万8000人	11%
自宅保育手当を受給し養育*	2万9000人	1%
その他の方法で養育**	43万6000人	19%

出典: CNAF(*La Lettre des Allocations familiales*, no.1, septembre 2004掲載より引用)

注: \*は、家庭での養育である。

\*\*は、家庭の外で、公的援助なく養育されている(たとえば祖父母)。



作成 神尾真知子

注：1) 多胎出産の場合は、生まれてくる子どもの数に応じて支給する。

2) 養子の場合は、3年間20歳まで支給。

■は、第1子から支給される手当である。

★は、「乳幼児受け入れ給付」である。

図10 家族給付の全体像

表 2 本国および海外県の法定給付受給者(2006年)

	本国		海外県	
	実数(人)	前年比(%)	実数(人)	前年比(%)
受給権者総数	10 263 465	-0.6	452 095	1.2
子ども総数	12 754 037	0.3	591 875	0.8
適用対象者数	28 244 776	-0.1	1 212 143	0.9
子どもの扶養				
・家族手当	4 353 763	0.4	265 453	1.2
・うち 一括支給された家族手当	112 397	-2.3	6 026	-3.5
・うち 11歳からの加算	1 607 774	-0.5	91 909	-0.1
・うち 16歳からの加算	651 366	-1.0	60 395	3.9
・家族補足手当	796 457	-2.0	33 845	-4.1
・新学期手当	2 667 995	-1.7	168 136	-1.1
うち 他の給付を受けていない1人の子どものいる家族	204 396	-1.2	182	25.5
乳幼児の誕生				
・乳幼児受け入れ給付	1 948 142	41.3	78 757	39.4
・うち 出産・養子手当	52 388	0.2	2 223	5.0
・うち 基礎手当	1 749 620	42.0	75 231	40.4
・うち 就業自由選択補足手当	578 241	47.4	9 017	49.9
・うち 「保育ママ」補足手当	459 896	62.3	2 223	59.4
・うち 「自宅保育」補足手当	33 381	63.2	465	57.6
・うち 「組織」保育補足手当	1 326		2	
・自宅保育手当(旧)	23 009	-33.6	95	-3.1
・保育ママ雇用家族援助手当(旧)	220 070	-41.8	353	-62.4
単親				
・単親手当	189 876	4.9	26 402	10.9
・家族援助手当	592 370	0.2	91 615	1.7
住宅				
・家族住宅手当	1 088 707	-0.9	110 763	-0.6
・社会福祉住宅手当	2 014 880	-2.4	61 124	0.9
・個別住宅助成金	2 385 445	-3.3		
障碍				
・障碍児教育手当	142 115	12.4	5 220	1.3
・親つきそい日々手当(親つきそい手当を含む)	4 393	12.6	28	-26.3
・障碍者手当	745 136	0.5	27 160	1.5
・障碍者手当の補足手当	166 674	2.9	3 350	14.4
・うち 障碍者補足手当	7 911	-43.4	72	-30.8
・うち 自立生活加算	111 039	-9.4	2 584	-3.5
・うち 障碍者所得補償	47 724	87.3	694	378.6
不安定				
・参入最低所得	1 101 372	-0.9	154 177	-0.6
・連帯所得			10 991	10.3
その他				
・通減手当*	9 934	-3.6		

注：\* 国境地帯の労働者に関する手当である

出所：CNAF - fichier FILEAS.

資料2-5 フランスの家族関連休暇制度

休暇制度	取得要件	期間	法的根拠	所得保障	法的根拠
父親休暇	父親であること	普通出産・継続する 11 日間 多胎出産・継続 18 日間	労働法典 L.122-25-4	出産保険・疾病保険の基礎日額(2007 年で最高 71.80 ユーロ)	社会保障法典 L.331-8
育児親休業 全日休業型 パート就労型(週 16 時間を下回ることなく労働時間を短縮)	最低 1 年間の勤続年数があること	最長 1 年間で 2 回更新可 子どもに重大な疾病、事故、障碍がある場合は、さらに 1 年間延長可	労働法典 L.122-28-1 から L.122-28-7	就業自由選択補足手当 受給要件 所得要件はない 第 1 子: 過去 2 年間、第 2 子: 過去 4 年間、第 3 子: 過去 5 年間に、老齢拠出金 8 四半期以上拠出 全日休業型 月 361.47 ユーロ(57,835 円)又は 533.38 ユーロ(85,341 円) パート就労型 50%未満: 233.68 ユーロ(37,389 円)又は 405.58(64,892 円)ユーロ 50%から 80%: 134.80 ユーロ(21,568 円)又は 306.70 ユーロ(49,072 円) 扶養する子ども 1 人: 6 ヶ月間 扶養する子ども 2 人以上: 受給要件が続く限り末子が 3 歳の誕生日になる	社会保障法典 L.531-4

				前月まで 子ども 3 人以上の場合は、 1 年の全日休業型につい ては、50%割増	
病児看護休暇	16 歳未満の子どもが診断書で証明される疾病又は事故の場合	1 年につき最大 3 日 子どもが 1 歳未満又は 16 歳未満の子どもを 3 人以上扶養する場合最大 5 日	労働法典 L.122-28-8		
親つきそい休暇	家族給付の受給要件を満たす子どもが、重大な疾患、事故、障碍で付添いを必要とする場合	3 年間で最大 310 日 分割不可	労働法典 L.122-28-9	親つきそい日々手当 カップル: 1 日 39.77 ユーロ(6,363 円)、単親: 47.25 ユーロ(7,560 円)	社会保障法典 L.544-1
家族連帯休暇(看取り休暇)使用者の同意があれば短時間勤務可	尊属、卑属、同居人が緩和ケアを受けている場合	最長 3 ヶ月 1 回限り更新可	労働法典 L.225-15 から L.225-19		
家族援助休暇	勤続 2 年以上の労働者で、配偶者、事実婚配偶者、PACS のパートナー、尊属、卑属、扶養する子ども、4 親等の傍系親族等が、障害又は特別に重大な自立喪失である場合	3 ヶ月更新可ただしキャリア全体で 1 年以内	労働法典 L.225-20 から L.225-27		
家族の出来事休暇	労働者自身の結婚 子どもの誕生又は養子の引き取り 配偶者(PACS パートナー) 又は子どもの死亡 子どもの結婚 父母・義理の父母・きょうだいの死亡	4 日 3 日 2 日 1 日 1 日	労働法典 L.226-1	欠勤日は賃金は減額されない	

